

佐賀県人事委員会告示第6号

佐賀県個人情報保護条例第20条第1項の規定により口頭により開示請求できる個人情報（平成14年佐賀県人事委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和3年6月29日

佐賀県人事委員会委員長 伊藤 正

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
開示請求をすることができる個人情報の内容		開示請求をすることができる期間	開示請求をすることができる場所	開示請求をすることができる個人情報の内容		開示請求をすることができる期間	開示請求をすることができる場所
試験	開示する内容			試験	開示する内容		
略			佐賀県人事委員会事務局	略			佐賀県人事委員会事務局
佐賀県職員採用試験（民間企業等職務経験者に限る。）	第1次試験受験者（試験区分が <u>総合土木、建築又は農政</u> である者を除く。）に係る総合評価	第1次試験合格発表の日から1か月間		佐賀県職員採用試験（民間企業等職務経験者に限る。）	第1次試験受験者（試験区分が <u>行政又は教育行政</u> である者に限る。）に係る総合評価	第1次試験合格発表の日から1か月間	
	第1次試験不合格者（試験区分が <u>総合土木、建築又は農政</u> である者に限る。）に係る得点、順位及び不合格基準該当の試験科目名				第1次試験不合格者（試験区分が <u>行政又は教育行政</u> である者を除く。）に係る得点、順位及び不合格基準該当の試験科目名		

改正前		改正後	
第1次試験合格者（試験区分が <u>総合土木、建築</u> 又は <u>農政</u> である者に限る。）に係る得点、順位及び不合格基準該当の試験科目名	第2次試験不合格者については、第2次試験合格発表の日から1か月間	第1次試験合格者（試験区分が <u>行政</u> 又は <u>教育行政</u> である者を除く。）に係る得点、順位及び不合格基準該当の試験科目名	第2次試験不合格者については、第2次試験合格発表の日から1か月間
略	第2次試験合格者については、 <u>最終試験</u> 合格発表の日から1か月間	略	第2次試験合格者については、 <u>第3次試験</u> 合格発表の日から1か月間
第2次試験合格者に係る総合得点、総合順位、試験科目別得点及び不合格基準該当の試験科目名	<u>最終試験</u> 合格発表の日から1か月間	第2次試験合格者に係る総合得点、総合順位、試験科目別得点及び不合格基準該当の試験科目名	<u>第3次試験</u> 合格発表の日から1か月間
<u>最終試験</u> 受験者に係る総合得点、総合順位、試験科目別得点及び不合格基準該当		第3次試験受験者に係る総合得点、総合順位、試験科目別得点及び不合格基準該当	

改正前				改正後			
		の試験科目名				当の試験科目名	